

第6期 信濃町障がい福祉計画

第2期 信濃町障がい児計画

令和3年度～令和5年度

計画の背景	1
基本理念	1
前期計画における成果目標の達成状況	7
障害福祉サービス等の実施目標 「成果目標」	9
障害福祉サービスの見込みと活動方策 「活動指標」	13
地域生活支援事業の見込みと確保方策	22
障害福祉計画の点検及び評価	26

「障害」と「障がい」の表記について

法律や他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合などは「障害」、人の状態を示す場合は「障がい」と表記しています。

第6期信濃町障がい福祉計画・第2期信濃町障がい児計画

1 計画の背景

国では、平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成25年法律第65号）」が施行され、また、平成28年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法、平成25年法律第46号）」の一部施行、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法平成28年法律第29号）」の施行、平成28年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法、平成28年法律第64号）」の施行など、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

また、平成28年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成28年法律第65号）」が公布され、平成30年4月からの施行となりました。この法律では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨や社会情勢・ニーズの変化、サービス利用実績等を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するための、サービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定するとともに、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援を、提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。

2 基本理念

障害者総合支援法、児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、国の基本指針にのっとり次に掲げることを基本理念とします。

① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 町を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう町を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）に掲げる疾病による障がいの程度が、当該障がいにより継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって十八歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて、引き続き障害福祉サービスの均てん化を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。更に、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づき特定医療費の支給認定を行う県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用を促します。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

また、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーデ

イネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

更に、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、町は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- (一) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (二) (一)の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (三) ケアし、支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については町を、障害児入所支援については県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、

教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

更に、障がい児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障がい者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、町及び県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進します。

⑥ 障害福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会に確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

このようなサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障がい者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、「長野圏域障害福祉計画（長野市、千曲市、須坂市、坂城町、小布施町、高山村、飯綱町、小川村、信濃町で構成）」を策定しており、圏域と連携して地域の特性に応じた活動を推進するとともに、面的な支援体制構築を推進します。

また、飯綱町と信濃町で「北部地区障害者自立支援協議会」を設置していますので障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制を整備し推進します。

参考

最近の障がい福祉関連施策の主な動き

「障害者差別解消法」(H25.6月成立、H28.4月施行)

- ・地方自治体等における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止
- ・地方自治体等における合意的配慮の不提供の禁止(民間事業者は努力義務)
- ・差別解消に向けた取組に関する要領を策定(地方自治体は努力義務)

「障害者権利条約」の批准(H26.1月)

- ・H19年に署名後、基本法改正、差別解消法制定等の国内法制度の整備に取り組んできた。

「難病医療法」(H26.5月成立、H27.1月施行)

- ・難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大
- ・相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援も充実する。

「障害者雇用促進法」改正(H25.6月成立、H28.4月施行)

- ・雇用の分野における障害を理由とする差別的な取扱いを禁止
- ・法定雇用率算定に精神障がい者を加える。(平成30年4月1日から施行)

「成年後見制度利用促進法」(H28.5.13施行)

- ・成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

「発達障害者支援法」改正(H28.5月成立、H28.8月施行)

- ・障がいの定義と発達障がいへの理解の促進
- ・発達障害者支援地域協議会の設置

「ニッポン一億総活躍プラン」(H28.6.2閣議決定)

- ・障がい者、難病患者、がん患者等の活躍支援
- ・地域共生社会の実現

「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正(H30.4.1施行)

- ・自立生活援助の創設・就労定着支援の創設
- ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定)
- ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援

「障害者文化芸術推進法」(H30.6.1施行)

- ・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- ・文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

「バリアフリー法」の改正(H30.11.1施行)

- ・高齢者、障がい者、子育て世代などのバリアフリー化の取組の実施にあたり、「共生社会

の実現」「社会的障壁の除去」に留意すべき旨を明記

「読書バリアフリー法」(R1.6.1 施行)

- ・視覚障がい者等の読書環境を総合的かつ計画的に推進
- ・全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現

3 前期計画における成果目標の達成状況

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進、福祉施設入所者数の減

平成 28 年度末時点の施設入所者数 15 人から令和 2 年度までに 1 人削減することを目標としていました。

令和元年度の実績は、施設入所者数 15 人であり、目標を達成するに至っていません。死亡による異動はあったものの、新たに入所する人がいたことによるものです。

項目	令和 2 年度目標	令和元年度実績
施設入所者数	14 人	15 人

(2) 地域生活支援拠点等の整備

信濃町では、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約することが難しいため、地域生活支援拠点の設置には至っていませんが、町内外それぞれのサービス提供事業所と連携を取りながら、町独自の体制整備に努めてきました。

項目	令和 2 年度目標	令和元年度実績
地域生活支援拠点数	0 箇所	0 箇所

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労への移行については、平成 28 年度の実績 1 人を継続していくため、令和 2 年度の目標値を 1 人に設定していました。

令和元年度の実績においては、1 人の方が就労移行支援サービスを利用し、一般就労に移行しています。

項目	令和 2 年度目標	令和元年度実績
福祉施設から一般就労への移行者数	1 人	1 人

(4) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数については、平成 28 年度実績の 8 人の 1.6 倍強に当たる 13 人を目標値としていましたが、令和元年度実績では 3 人に留まっています。原因として、地域にサービス提供事業所がないこと、サービス利用期間に制限があること、新規の利用希望者が少なかったことなどが考えられます。

項目	令和 2 年度目標	令和元年度実績
就労移行支援事業の利用者数	13 人	3 人

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による相談支援等の対応については、北部地区障害者自立支援協議会において、協議の場を設けてきました。今後もこの体制を維持し、必要に応じ包括的に対応できるように努めていきます。

(6) 児童発達支援センターの設置

信濃町では、児童数及び財政規模からセンターの設置が難しいため、町教育委員会の教育支援会議において、センターと同等の支援を行ってきました。

(7) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

地域のサービス提供事業所において、信濃町の子どもたちも利用できる体制にあります。

令和元年度には、延べ39人の子どもたちが利用してきました。

(8) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

重症心身障害児に対応できる児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供事業所が地域になく、対象となる事例が少ないことから、対象児童には、利用できる既存のサービスの組合せで対応してきました。今後、新たな対象者の発生に備え、情報収集や対応方法の検討に努める必要があります。

医療的ケア児支援のための連携については、必要に応じて北部地区障害者自立支援協議会において協議を行うこととなっていますが、令和元年度末までに協議を行った実績はありません。

4 障害福祉サービス等の実施目標「成果目標」

第6期障害福祉計画においては、障がい者の地域生活への移行や、就労に関する数値目標を設定します。

また、設定した数値に対し具体的な今後の方向性を示します。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進、福祉施設入所者数の減

令和5年度末の施設入所者数の地域生活へ移行する目標値を国では6%以上、長野圏域では9.2%としています。

また、令和5年度末の施設入所者減少目標値を国では1.6%以上、長野圏域でも1.6%以上としています。

■ 信濃町における目標

項目	目標	考え方
施設入所者数(A)	15人	令和元年度末の施設入所者数
【目標①】地域生活移行者数	1人	(A)のうち、令和5年度末までに地域移行する人数
【目標②】施設入所者の削減数	1人	(A)の時点から令和5年度末時点における施設入所者の削減数

【今後の方向性】

施設入所者のうち地域での生活が可能な人について、本人や家族の意向を尊重しながらグループホームへの移行を支援します。また、地域移行支援・地域定着支援等の事業を活用しつつ、地域での生活を継続できるよう支援します。

(2) 地域生活拠点等が有する機能の充実

令和5年度末までに障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会、緊急時の受入及び対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点の設置数を国では各市町村又は圏域で面的整備も含め1ヶ所以上確保しつつ、機能充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討することとしています。

■ 信濃町における目標

項目	目標	考え方
拠点数	0	令和5年度末の数
運用状況の検証及び検討の回数	1	(回/年)

【今後の方向性】

信濃町では、地域生活拠点の設置には至っていませんが、相談支援事業、地域活動支援センター、短期入所等、町内外の様々なサービス提供事業所と連携を取りながら、町独自の体制づくりに努めていきます。

更に、体制の運用状況の検証及び検討の場を、北部地区障害者自立支援協議会等を通じて、年1回以上設けていきます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者数

福祉施設利用者が一般就労へ移行する令和5年度末の目標値を、国では令和元年度の実績の1.27倍以上、長野圏域では1.55倍以上としています。

② 就労移行支援事業における一般就労への移行者数

就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する目標値を、国、長野圏域ともに令和元年度実績の1.30倍以上としています。

③ 就労継続支援事業から一般就労への移行者数

就労継続支援事業から一般就労へ移行する目標値を、国、長野圏域ともに、A型では令和元年度実績の1.26倍以上、B型では1.23倍以上としています。

■ 信濃町における目標

項目	令和元年度実績	令和5年度目標
一般就労移行者数	1人	4人(4.00倍)
就労移行支援事業	1人	2人(2.00倍)
就労継続支援事業A型	0人	1人
就労継続支援事業B型	0人	1人

【今後の方向性】

福祉施設の利用者で、一般就労を希望する人等へのサポートを図るとともに、障害者総合支援センターやハローワークをはじめとする就労支援にかかわる機関・事業所との情報交換や連携を図り障がいのある人の一般就労を促進します。

※福祉施設・・・就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続B型、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、の各障がいサービスを提供する事業所

※一般就労・・・雇用契約による就職者

(4) 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

国及び長野圏域では、令和5年度中に、就労移行支援等を通じて一般就労への移行した人のうち、7割以上の方が就労定着支援を利用することを目標値としています。

また、就労定着支援事業所のうち、就業定着率（過去3年間の就労定着支援事業利用者のうち次年度末時点の就労定着者の割合）が8割以上の事業所が全体の7割以上とすることを目標値としています。

■ 信濃町における目標

項目	目標	考え方
就労移行支援事業等から一般就労への移行者	4人	令和5年度中に一般就労へ移行した人数
就労定着支援事業利用者	2人	令和5年度末の就労定着支援事業利用者数
就労定着率8割以上の事業所数	0	令和5年度末の事業所数

【今後の方向性】

現在のところ、当町には就労定着支援事業を利用できる事業所はありません。このサービスの利用を希望する人には、町外の事業所を利用できる体制の整備と必要な支援に努めます。

障がい児支援の提供体制整備等

(5) 児童発達支援センターの設置

国の指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置することとなっています。

■ 信濃町における目標

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	0	体制の整備

【今後の方向性】

対象児童数及び、当町の財政規模からセンターの設置には難しいものとなります。既存の教育委員会の教育支援委員会、信濃町支援スタイルによりセンター機能と同等の支援を行っていきます。

(6) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するために保育所等訪問支援を利用できる体制の構築。

■ 信濃町における目標

項目	目標	考え方
体制の構築	1	体制の整備

【今後の方向性】

既に、支援事業所と学校とで訪問事業を行っており、事業所と学校の支援方法等連絡体制が構築されています。今後も良好な関係づくりの構築を進めます。

(7) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保。

国の指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、少なくとも1箇所以上設置することとなっています。

■ 信濃町における目標

項目	目標	考え方
支援事業所、サービス事業所	0	令和5年度までに確保

【今後の方向性】

重症心身障がい児を対象としたサービス提供事業所は、現在のところ地域にありません。また、対象者が少ないことから事業所を確保することは困難です。

対象となる児童には、既存のサービスを組み合わせる事で対応しつつ、近隣の市町村の事業所を利用できる体制の整備を検討します。

(8) 医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーターの配置

国の指針では、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターを配置することとなっています。

■ 信濃町における目標

項目	目標	考え方
関係機関協議の場	1	令和5年度までに設置
コーディネーターの配置	0	令和5年度までに配置

【今後の方向性】

関係機関協議の場については、北部地区障害者自立支援協議会において、既存の協議会を活用し設置を検討します。また、コーディネーターについては、対象児童が少ないことから、専属として配置することは難しく、必要に応じ県のコーディネーターと連携を図って行きます。

5 障害福祉サービスの見込みと活動方策「活動指標」

◆ 各サービスの見込量については、次の事項を考慮して設定しました。

- 前計画期間における利用実績
- 各種障害者手帳所持者数やニーズの動向
- 平均的な1人当たり利用量
- 施設入所者の地域生活への移行者数
- 入院中の精神障がい者のうち、地域生活への移行後に利用が見込まれる人の数
- 特別支援学校卒業生数 等

(1) 訪問系サービスの提供

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援があります。

1. 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、生活全般にわたる援助を行います。

2. 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活に関する相談、助言、生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。また、日常的に重度訪問介護利用している最重度の障がい者で、医療機関に入院した方が適切な介護を受けられるよう、ヘルパーが医療従事者に情報伝達を行うなどの支援を行います。

3. 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、その方が行動する際の必要な援助を行います。

4. 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難有し、常時介護を要する方に、その方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護、その他その方が行動する際に必要な援助を行います。

5. 重度障害者等包括支援

常時介護が必要で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある方について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に提供します。

■ 訪問系サービスの見込量 利用時間：(時間/月) 利用者数：(人/月)

サービスの種類	見込むもの	実績	見込み		
		元年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用時間	108	113	118	123
	利用者数	21	22	23	24
重度訪問介護	利用時間	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0
同行援護	利用時間	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0
行動援護	利用時間	153	153	153	153
	利用者数	8	8	8	8
重度障害者等 包括支援	利用時間	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0

【見込量を確保するための方策】

居宅介護、同行援護、行動援護についての事業所は整備されていますが、今後の動向により圏域と連携してサービス提供を図ります。

また、重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、利用の希望があった場合、速やかにサービス提供につなげられるよう情報の収集に努めます。

(2) 日中活動系サービスの提供

日中活動系サービスには、介護給付と訓練給付があります。

【介護給付】

1. 生活介護

常時介護が必要な人に対し、障害者支援施設等の施設で、日中行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。

2. 療養介護

医療と常時介護が必要な人に対し、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、医学的管理下での介護や日常生活の支援を行います。

3. 短期入所

在宅で介護している保護者等が、病気・冠婚葬祭等により介護ができない場合、障がいのある人が短期間宿泊できる施設サービスを提供します。

【訓練給付】

1. 自立訓練

自立した日常生活や社会生活を営むため、一定期間身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

2. 就労移行支援

就労を希望している人に対し、一定期間就労に必要な知識・能力の向上を図るために必要な訓練、求職活動など雇用に向けた支援を行います。

3. 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、就労機会の提供や必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。

・就労継続支援A型

65才未満の就労を希望する人に対し、事業者と雇用契約を締結して、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

・就労継続支援B型

年齢や体力面等で一般就労が困難な人に対し、事業者と雇用契約を締結せずに就労の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。

4. 就労定着支援

就労移行支援などを利用した後に一般就労した人のうち、就労にともなう環境の変化により生活面で課題が生じている人に一定期間必要な連絡調整、指導、助言を行っていきます。

■日中サービス系の見込量 利用日数：(人日/月) 利用者数：(人/月)

サービスの種類		見込むもの	実績	見込み		
			元年度	3年度	4年度	5年度
介護 給付	生活介護	利用日数	418	418	418	418
		利用者数	21	21	21	21
	療養介護	利用人数	0	0	0	0
	短期入所 (福祉型)	利用日数	24	56	60	60
		利用者数	12	14	15	15
	短期入所 (医療型)	利用人数	0	0	0	0
利用者数		0	0	0	0	
訓練 給付	自立訓練 (機能訓練)	利用日数	1	10	10	10
		利用者数	2	2	2	2
	自立訓練 (生活訓練)	利用日数	48	60	72	84
		利用者数	8	10	12	14
	就労移行支援	利用日数	48	80	100	120
		利用者数	5	8	10	12
	就労継続支援 (A型)	利用日数	87	100	100	100
		利用者数	5	5	5	5
	就労継続支援 (B型)	利用日数	512	490	475	460
		利用者数	39	38	37	36
就労定着支援	利用者数	0	1	2	2	

【見込量を確保するための方策】

サービスを必要とする人の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう町内の事業所、圏域の事業所と連携を図ります。

(3) 居住系サービスの提供

居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

1. 共同生活支援（グループホーム）

主に夜間において共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ及び食事の介護、その他日常生活の支援を行います。

2. 施設入所支援

施設の入所者に対し、主として夜間において入浴、排せつ、食事等の介護、生活に関する助言、その他日常生活上の支援を行います。

3. 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

■施設系サービスの見込量 利用者数：(人/月)

サービスの種類	見込むもの	実績	見込み		
		元年度	3年度	4年度	5年度
共同生活援助	利用者数	12	12	13	14
うち精神障がい者の利用	利用者数	10	10	11	12
施設入所支援	利用者数	15	14	14	13
自立生活援助	利用者数	0	1	1	1
うち精神障がい者の利用	利用者数	0	1	1	1

【見込量を確保するための方策】

利用者の地域生活への移行目標が達成されるようグループホームの拡充、施設入所支援の適切な利用を町内事業所、圏域の事業所と連携を図ります。

(4) 相談支援

1. 計画相談支援

支給決定を受けた福祉サービスを適正に利用できるよう心身の状態や置かれている環境、サービス利用の意向、その他の諸事情を勘案しサービス利用計画を作成するとともに、支給決定後は利用状況の見直し等のケアマネジメントを行います。

2. 地域移行支援

入所施設や精神科病院等から退所、退院する際に支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等での地域移行の取組と連携し、地域移行に向けた支援を行います。

3. 地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所、退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人に対し、地域生活を継続するための支援を行います。

■ 相談支援の見込量 利用者数：(人/月)

サービスの種類	見込むもの	実績 元年度	見込み		
			3年度	4年度	5年度
計画相談支援	利用者数	15	15	15	15
地域移行支援	利用者数	0	1	1	1
うち精神障がい者の利用	利用者数	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数	0	1	1	1
うち精神障がい者の利用	利用者数	0	1	1	1

【見込量を確保する方策】

利用者のニーズに合ったサービス利用計画が作成されるよう、相談員の研修参加促進と安定運営を図ります。

(5) 障がい児支援

1. 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

2. 放課後等デイサービス

放課後又は休日に施設への通い、生活能力向上のための訓練、社会交流の促進などの訓練を行います。

3. 保育所等訪問

保育園等を訪問し障がいを持っている園児に対し集団生活への適応支援、その他必要な支援を行います。

4. 障害児相談支援

障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントを行い細かな支援を行います。

■障害児支援の見込量

利用日数：(人日/月) 利用者数：(人/月)

サービスの種類	見込むもの	実績 元年度	見込み		
			3年度	4年度	5年度
児童発達支援	利用日数	0	20	20	20
	利用者数	0	1	1	1
放課後等 デイサービス	利用日数	139	140	140	140
	利用者数	19	20	20	20
保育所等訪問支援	利用日数	2	4	4	4
	利用者数	2	4	4	4
障害児相談支援	利用人数	4	5	5	5

【見込み量を確保するための方策】

家庭、保育園、小中学校の現場と福祉分野の連携により対象児にあった支援がそれぞれの場で統一して行えるよう支援会議等を積極的に開催し、関係者の共通認識が図れるように努めます。

児童期の成功体験によって育まれる意欲や、有能感は社会性を育むために重要です。児童とその家族に寄り添い、自己肯定感を高められるよう支援していきます。

医療的ケアが必要な児童については、情報収集に努め、希望があった場合には長野圏域内でサービスにつながる事業所と連携体制を検討します。

(6) 発達障がい者（児）等に対する支援

1. ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの活用
 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの活用について検討し、発達障がい者（児）及びその家族に対する支援体制の構築に努めます。
2. ペアレントメンター事業
 県の発達障がいペアレント・メンター事業を活用した講座等の開催について検討し、発達障がい者（児）及びその家族に対する支援体制の構築に努めます。
3. ピアサポートの活動
 ピアサポート活動について学ぶ研修会等の開催を検討します。

(7) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る活動指標
増加傾向にある精神障がい者に対する包括的な支援を行うため、保健・医療・福祉・介護・当事者及び家族による協議の場を設置します。

■ 信濃町における見込み

項目	見込み		
	3年度	4年度	5年度
協議の場の開催回数	1	1	1

【見込みを確保するための方策】

町内に精神科はありませんが、主治医に要請し、必要に応じて協議の場を開催します。

(8) 相談支援体制の充実・強化等に係る活動指標

相談支援体制の充実・強化を図るため、総合的・専門的な相談支援体制の構築に努めます。また、地域の相談支援事業所に対して専門的な指導・助言や人材育成の支援を行い、加えて、相談機関相互の連携強化に努めます。

■ 信濃町における見込み

項目	見込み		
	3年度	4年度	5年度
専門的な指導・助言の回数	1	1	1
人材育成の支援件数	1	1	1
連携強化の取組の実施回数	1	1	1

【見込みを確保するための方策】

北部地区障害者自立支援協議会において、外部講師を招いた研修の開催や外部研修への参加の支援、相談部会等の開催を実施していきます。

(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る活動指標

サービスの利用者が真に必要とするサービスを適切に提供するため、町職員の資質の向上に努めます。

また、障害福祉サービス費請求について、請求過誤をなくす取組を実施します。

■ 信濃町における見込量

項 目	見込み		
	3 年度	4 年度	5 年度
障害福祉サービス等に係る 研修等への町職員の参加人数	1	1	1
請求過誤をなくす取組の実施回数	1	1	1

【見込量を確保するための方策】

町職員を対象とした研修には、積極的に参加します。

請求エラー等については、その都度、事業所と情報共有すると共に、審査結果の分析と結果を利用し事業所や関係自治体と共有する体制の整備に努めます。

6 地域生活支援事業の見込みと確保方策

地域生活支援事業は、障害者支援総合支援法第 77 条において、市町村を実施主体として法定化された事業です。

障がいのある人が、サービスを利用しつつその有する能力、適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るように地域の特性や、利用者の状況に応じて事業を効率的かつ効果的に実施していきます。

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業

理解促進研修・啓発事業は、障がいのある人が日常生活、社会生活の際に生じる「社会的障壁」を除くため、地域住民へ障がいの理解を深められるよう研修や啓発活動を行います。

自発的活動支援事業は、障がいのある人やその家族が自発的に行う活動に対し、活動の場所や情報の提供を行います。

相談支援事業は、障がいのある人や介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の早期発見及び防止できるよう関係機関との連携調整や権利擁護等の援助を行います。

■ サービス見込量

種 類	見込むもの	実 績 元年度	見込み		
			3 年度	4 年度	5 年度
理解促進研修 ・ 啓発事業	実施の有無	あり	あり	あり	あり
自発的活動支援事業	実施の有無	なし	なし	なし	なし
相 談 支 援 事 業	障害者 相談支援事業	実施箇所	あり	あり	あり
		センター	なし	なし	なし
	市町村相談支援 機能強化事業	実施の有無	なし	なし	なし
	住宅入居等 支援事業	実施の有無	なし	なし	なし

【サービス量を確保する今後の方策】

飯綱町と信濃町で構成する「北部地区障害者自立支援協議会」として毎年理解促進研修・啓発事業を行っています。研修等の参加者の更なる増員を図ります。また、同協議会による地域住民、各種団体への研修を開催します。

障がいのある人やその家族、地域住民が地域において自発的に行う活動に対し情報提供等の支援ができるよう検討します。

障がいの特性に応じた相談支援事業が実施できるよう、相談支援事業者と連携し、体制の充実を図ります。また、長野圏域と連携し相談体制の強化も図ります。

(2) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度が有益と認められる知的障がいのある人、精神障がいがある人に対し、制度利用に必要な経費及び後見人等の報酬を支援します。

成年後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を検討します。

■ サービス見込量

種 類	見込むもの	実 績 元年度	見込み		
			3 年度	4 年度	5 年度
成年後見制度 利用支援事業	利用申込者数	0	1	1	1
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	なし	なし	なし	なし

【サービス量を確保するための方策】

支援事業を必要とする人の把握に努め、長野圏域及び連携中枢都市構想と連携を図りながら実施します。

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能の障がいにより意思疎通を図ることが難しい人に対し、手話通訳者、要約筆記者等の派遣及び配置により、意思疎通が円滑に行えるよう支援します。

■ サービス見込量

種 類	見込むもの	実 績 元年度	見込み		
			3 年度	4 年度	5 年度
意思 疎通 支援 事業	手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	利用件数	0	1	1
	手話通訳者 設置事業	申込者数	0	0	0
	手話奉仕員 養成講座	講習修了見 込者数	0	10	10

【サービス量を確保するための方策】

手話通訳者、要約筆記者派遣事業については、対象者に事業の周知を行うとともに、聴覚者障害者協会等への委託により派遣事業を行います。

障がいのある人の利便性をより高めるため、圏域と連携し派遣事業及び手話通訳者の共同実施を検討します。

飯綱町と信濃町が共同で手話奉仕員養成講座を実施しています。今後も地域住民向けにアンケート等を行い、要望に応じて講座を開催していきます。

(4) 日常生活用具給付事業

障がいのある人に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付します。

■ サービス見込量

種 類	見込むもの	実 績 元年度	見込み		
			3 年度	4 年度	5 年度
介護・訓練支援用具	給付件数	1	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数	2	3	3	3
在宅療養等支援用具	給付件数	1	2	2	2
情報意思疎通支援用具	給付件数	0	1	1	1
排泄管理支援用具	給付件数	110	150	150	150
住宅改修費	給付件数	0	0	0	0

【サービス量を確保する方策】

難病患者も、日常生活用具給付等事業の支給対象となったことにより、より多くの給付を必要とする人に対し情報の周知を図り、障がいの特性に合った給付を行います。

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、地域での自立活動や社会参加を促すため外出の支援を行います。

■ サービス見込量

サービスの種類	見込むもの	実 績 元年度	見込み		
			3 年度	4 年度	5 年度
移動支援事業	利用者数	6	10	10	10
	延利用時間	347	1200	1200	1200

【サービスを確保する方策】

利用に必要な情報が行きわたるよう近隣町村と連携します。

(6) 地域活動支援センター事業

創作活動や生産活動の機会の提供、社会交流の促進等、自立生活訓練、社会に適応できるような活動を通じ、医療・福祉関係との連携により総合的な支援の相談等を行います。

■ サービス見込量

サービスの種類	見込むもの	実績 元年度	見込み		
			3年度	4年度	5年度
地域活動センター	実施箇所	1	1	1	1
	利用者数	13	15	15	15

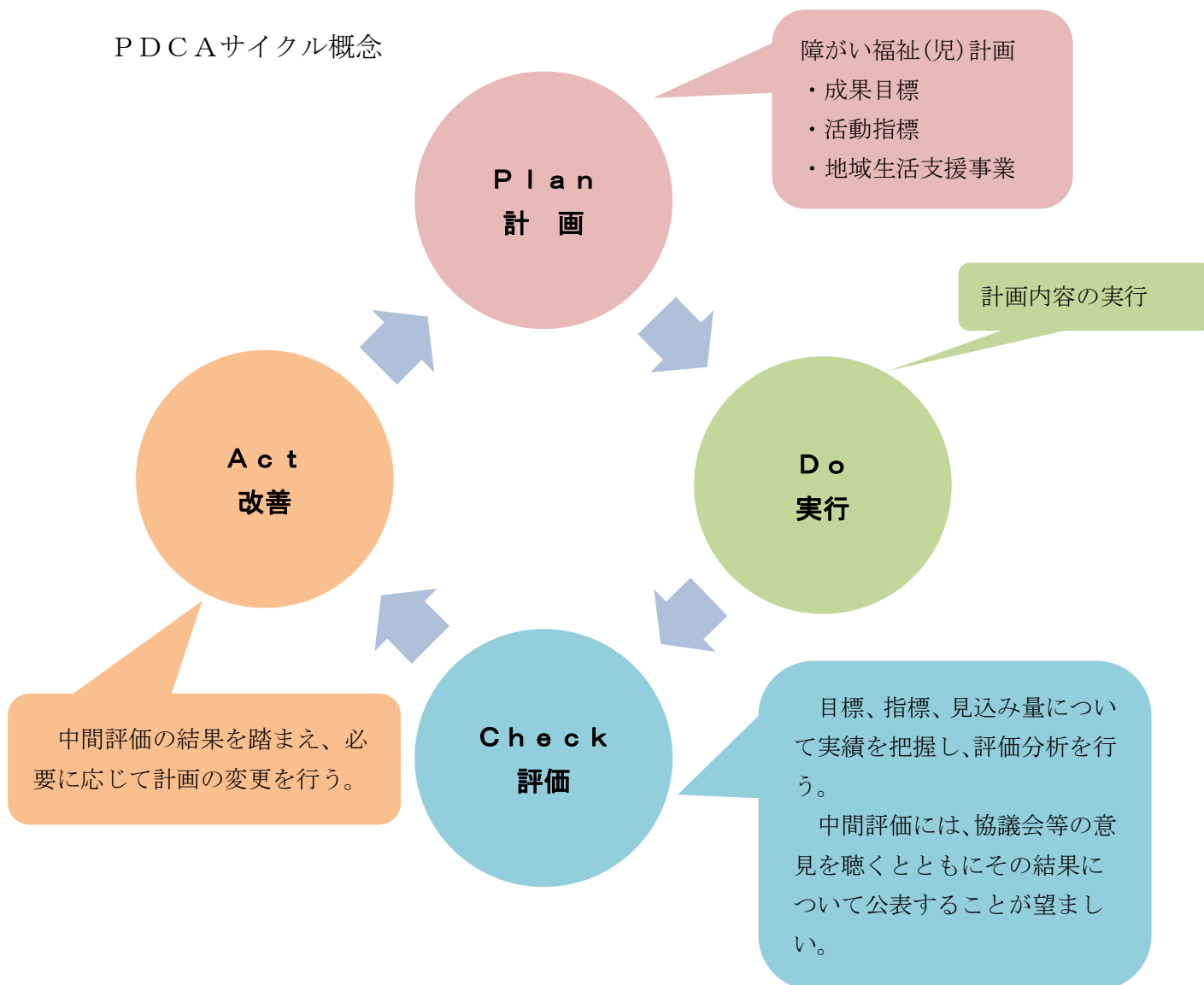
【サービスを確保するための方策】

当町の地域活動支援センターは、ひだまりセンターとなっています。利用者が安全に作業できる場を提供し、個々のきめ細かい支援を提供するとともに、自立した生活が送れるように調理実習にも力を入れ利用者のスキルアップを図ります。また、障がいを持つ方がいつでも利用できる施設ということを周知します。

7 障害福祉計画の点検及び評価

成果目標及びサービスの見込量について、計画期間の途中で分析・評価を行い、国の制度改正や圏域での状況を踏まえ計画の見直しを行います。

PDCAサイクル概念



信濃町障がい福祉計画

発行日 令和3年3月

発行 信濃町住民福祉課福祉・介護保険係
〒389-1392

長野県上水内郡大字柏原428番地2

T E L 026-255-1179

F A X 026-255-6207